

指定納付受託者についての告示

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき「キャッシュレス決済に伴う手数料収納業務」の指定納付受託者を指定したので、札幌市会計規則第39条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月25日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者の名称、住所又は所在地
  - (1) 名称：株式会社ニッセンレンエスコート
  - (2) 所在地：札幌市中央区南2条西2丁目13番地
- 2 指定納付受託者の指定年月日  
令和8年3月25日
- 3 指定納付受託者に納付させる収納金の種類
  - (1) 札幌市消防局査察規制課においてキャッシュレス決済端末を利用して納付する札幌市証明等手数料条例（昭和21年8月8日条例第15号）別表34の2、35、36に規定する証明手数料
  - (2) 札幌市消防局査察規制課においてキャッシュレス決済端末を利用して納付する札幌市消防手数料条例（昭和26年9月15日条例第50号）別表番号1～17、20
- 4 指定納付受託者に収納金を納付させる期間  
令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日